

## 特定介護職員処遇改善加算についてのお知らせ

令和元年 9 月 3 日

介護付有料老人ホームあかしあ大河  
管理者 三田 知幸

2019 年 10 月より、従来の介護職員処遇改善加算に加え、介護職員等特定処遇改善加算（以下、特定処遇改善加算）が新たに創設される事となりました。

特定処遇改善加算とは、技能・経験のある介護職員の処遇改善を目的に、介護報酬をさらに加算して支給する制度です。内閣府が 2017 年 12 月に閣議決定した「新しい経済政策パッケージ」で提示された、「勤続年数 10 年以上の介護福祉士（相当の技能・知識を有する者）について月額平均 8 万円相当の処遇改善を行う又は改善後の賃金が年額 440 万円以上となる者を一人以上とする」という方針に基づき、制度設計が行われています。上記加算金に関しては、手当てを支給するにあたり、全職員を対象とする場合はグループを 3 つに分け、手当て額の比率を 2 : 1 : 0.5 とする事が条件となります。

当施設の特定処遇改善加算の支給金額に関しては、以下のように全職員を A・B・C の 3 グループに分け、各グループの支給額比率を 2 (A) : 1 (B) : 0.5 (C) として支給致します。

### 【グループの分け方】

- A: 介護福祉士有資格者で且つ介護過程の展開（情報収集・課題の分析・計画立案・実行・評価）が実践出来る者
- B: 介護福祉士以外の資格を有する介護・看護職員
- C: 無資格の介護職員・介護看護以外（介護サポーター常勤含む）の職員

### 【支給開始年月日】

令和 2 年 1 月支給分給与より毎月支給予定と致します。